

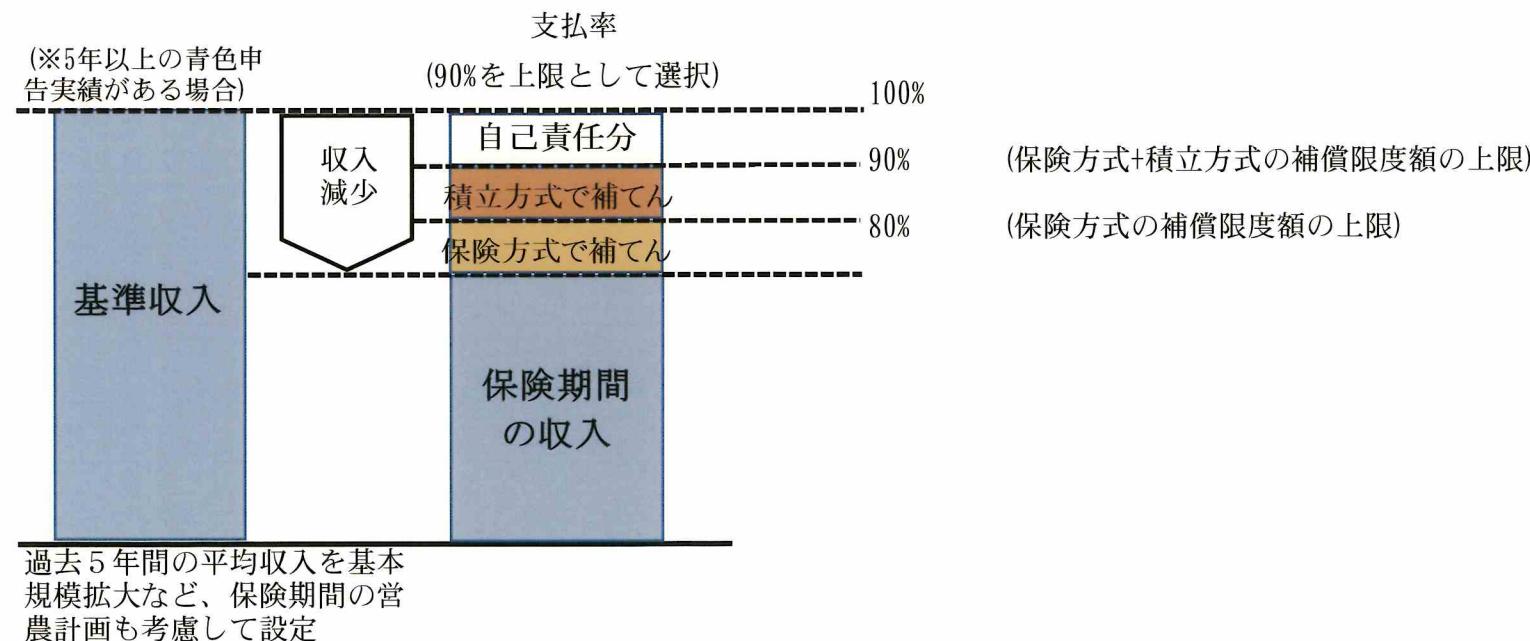
農業者が保険期間に生産・販売する農作物の販売収入全体が対象です。
米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農作物をカバーします。

※簡易な加工品（精米、もち、梅干し、干し大根、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）を含みます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。



※「掛け捨ての保険方式」に「掛け捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

※保険方式の補償限度は、青色申告書の提出年が5年以上の場合、80%を上限として70%・60%・50%のいずれかを選択でき

ます。（加入申請時の青色申告書の提出年数が1年の場合は、補償限度の上限は70%からスタートし、提出年数※積立方式の補償幅は、10%・5%のいずれかを選択できます。

※支払率は、保険方式、積立方式とも、90%を上限として80%・70%・60%・50%のいずれかを選択できます。